

議案第 30 号

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の退職手当に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第 3 条 略 2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は死亡によらずその者の都合により退職した者(第 15 条第 1 項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (3) 略 (退職手当の調整額) 第 7 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号。以下「施行令」という。)第 6 条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続きいて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第 3 条 略 2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は死亡によらずその者の都合により退職した者(第 15 条第 1 項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (3) 略 (退職手当の調整額) 第 7 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号。以下「施行令」という。)第 6 条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続きいて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職

期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実職務に従事することを要しない期間のある月(現実職務に従事することとを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各号にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1) 第1号区分 54,150 円 (2) 第2号区分 43,350 円 (3) 第3号区分 32,500 円 (4) 第4号区分 27,100 円 (5) 第5号区分 21,700 円 (6) 第6号区分 零 2 略 3 略 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実職務に従事することを要しない期間のある月(現実職務に従事することとを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各号にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1) 第1号区分 41,700 円 (2) 第2号区分 33,350 円 (3) 第3号区分 25,000 円 (4) 第4号区分 20,850 円 (5) 第5号区分 16,700 円 (6) 第6号区分 零 2 略 3 略 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
(1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (2) 略 (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (4) 略 5 略	(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの第1項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第5号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額 (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (3) 略 (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (5) 略 5 略

(勤続期間の計算) 第8条 略 2～4 略	(勤続期間の計算) 第8条 略 2～4 略
5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員等又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。))が、引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。 (1) 略 (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。))で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)) (以下「一般地方独立行政法人等」という。))に使用される者(役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。))が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政	5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員等又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。))が、引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。))に相当する月数)は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。 (1) 略 (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。))で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)) (以下「一般地方独立行政法人等」という。))に使用される者(役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。))が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政

政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員として「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者(役員及び常時勤務に就することとを定めているものを除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き一般地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合には、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤続時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を

政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員として「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者(役員及び常時勤務に就することとを定めているものを除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き一般地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合には、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 略

6～9 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤続時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を

超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあつたものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。 (1)・(2) 略 3～17 略	超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあつたものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。 (1)・(2) 略 3～17 略
---	---

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。